

令和4年度第2回放送大学学園契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和5年3月28日(火) 放送大学学園東京文京学習センター WEB会議	
委員長	溝口 周二 (横浜国立大学名誉教授)	
委員	出口 利定 (放送大学学園・監事)	
委員	大河原 遼平 (放送大学学園・監事)	
審議対象期間	令和4年4月1日 ~ 令和4年12月31日	
審議事項	(1)令和4年度契約(4月～12月締結分)について ア 令和4年度契約の全体像 イ 令和4年度競争性のある契約(一般競争入札、企画競争等) ウ 令和4年度競争性のない随意契約 (2)一者応札案件(4月～12月締結分)について (3)令和4年度再委託(4月～12月締結分)の状況について	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
意見・質問(上記の審議事項の項番に対応)		回答等
(1)令和4年度契約(4月～12月締結分)について		
ウ 令和4年度競争性のない随意契約		
①随意契約については「技術的理由」「緊急性」などの理由がある場合に締結することが認められているが、放送大学においてはそれらの随意契約の理由は誰が判断しているのか。	①随意契約の理由は、契約締結前に業務の担当課が整理し、契約の実施伺いとともに決裁を上げ、経理課等の審査を経て、最終的には契約担当者等の契約権限を持つ者が決定している。	
②随意契約の理由のうち「緊急性」については個々の契約の契約時の状況に応じて適切に判断していると思われるが、「緊急性」というのはともすると主観的な判断になりがちな概念であるので、放送大学として「緊急性」を判断する基準となる考え方を整理しておいた方がよいのではないか。	②ご指摘のとおり「緊急性」については個々の契約の契約時の状況に応じて適切に判断しているところである。現在のところ「緊急性」を判断する統一的な基準はないが、基準となる考え方については整理することとしたい。	
③随意契約の契約金額は契約相手方の見積金額に依らざるを得ない場合が多いと思われるが、契約相手方との交渉により契約金額の低廉化を図った例はあるか。	③随意契約においても見積金額の精査や契約相手方との交渉により可能な限り契約金額の低廉化に努めているところである。低廉化が実現した例としては、学習センターの賃貸借契約において一定期間分の賃貸借料を前金払いとすることで契約金額を下げた例がある。	
(2)一者応札案件(4月～12月締結分)について		
①令和4年度4月～12月分の一般競争入札の一者応札の割合は令和3年度全期間の割合よりも若干高くなっているが、これはあくまで令和4年度途中の状況を示している参考値という位置付けと考えてよいか。	①ご指摘のとおり令和4年度途中の状況を示している参考値である。令和4年度の全期間を通した一者応札の割合及び過去の年度との比較については次回の契約監視委員会においてご審議いただく予定である。	